

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

令和3年4月9日に文書報告いたしました、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）につきましては、国の正式通知を踏まえまして、対象者に可能な限り速やかに支給を行う観点から、その予算措置といたしまして、以下のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月12日付で令和3年度宇治市一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

1 補正予算の概要

<補正予算規模>

(単位：千円)

| 会計 | 補正前予算額 | 補正予算額 | 補正後予算額 |
|-----------|------------|---------|------------|
| 一般会計（第1号） | 64,140,000 | 142,500 | 64,282,500 |

<補正予算の主要事項>

| | |
|------|---|
| 事業名 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 |
| 事業費 | 142,500千円（財源：全額国庫負担） |
| 事業概要 | 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活の支援を行う観点から、低所得のひとり親世帯に対する給付金の支給に要する経費 |
| 支給内容 | 低所得のひとり親世帯における児童1人あたり一律5万円 |

2 スケジュール等

| 月 | 日 | 曜日 | 予算措置等 | 給付事務 |
|----|-----|----|----------|--|
| 4月 | 8日 | 木 | 国正式通知受理 | 対象者抽出 対象者への通知文書印刷・封入作業開始 金融機関への振込依頼 対象者への通知文書発送 |
| | 12日 | 月 | 補正予算専決処分 | |
| | 14日 | 水 | | |
| | 15日 | 木 | | |
| | 16日 | 金 | | |
| | 23日 | 金 | | 給付 |

給付事務は9営業日必要

※支給対象者のうち、児童扶養手当受給者は4月23日、その他の対象者は可能な限り速やかな支給を実施

3 支給対象者等

| 支給対象者 | 支給額 | 支給時期 |
|---|------------------|----------------------|
| ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者 | 児童1人あたり 一律5万円 | 4月23日 (申請不要) |
| ② 公的年金給付等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る | | 可能な限り速やかに実施 (要申請) |
| ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者 | | |

4 その他

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、国において、別途支給を実施する方策を検討中